令和８年１０月１４日

公　告　第　１２１９　号

東京都農林漁業団体健康保険組合
理　事　長　大　山　　裕　視

令和９年度・法第３条第４項の規定による被保険者のうち
第４７条第二号該当者の標準報酬月額について

当健保組合の標記該当者にかかる標準報酬月額は、令和８年９月３０日現在の当健保組合全被保険者の平均標準報酬月額（４３０，１７６円）に基づき、下記のとおり公告します。

記

１．標準報酬月額　　４４０，０００円

２．適　用　期　間　　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日